

千葉県報

号外
令和8年2月17日

主要目次

- 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 一
- 千葉県財務規則の一部を改正する規則 一
- 訓令
- 千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令 二
- 千葉県教育委員会訓令 二
- 千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令 二

規則

千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二号

千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例施行規則（平成十九年千葉県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「日本産業規格K〇一〇二の一二・一」を「日本産業規格K〇一〇二一の十二」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第五号中「千円」を「三千万円」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

第六十二条第一号を削り、同条第二号の表使用料及び賃借料（建設事業に係るもの）の項を削り、同表工事請負費の項中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同表備品購入費の項中「三百万円」を「千円」に改め、同表負担金補助及び交付金（補助金に係るもの）の項中「千円」を「三千万円」に改め、同表補償補てん及び賠償金（建設事業に係るもの）の項中「補償補てん」を「補償補填」に、「三千万円」を「四千万円」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号を第二号とし、同条第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

別表第二支出負担行為の項報償費の目中「五十万円以上」を削り、「五十万円未満」を「全額」に改め、同項需用費の目中「三百万円以上」を削り、「三百万円未満」を「全額」に改め、同項委託料の目中「五百万円」を「三千万円」に改め、同項使用料及び賃借料の目建設事業に係るものの節を削り、同目その他の節中「その他」及び「五十万円以上」を削り、「五十万円未満」を「全額」に改め、同項工事請負費の目中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項原材料費の目中「五百万円」を「千円」に改め、同項公有財産購入費の目中「二千万円」を「五千万円」に改め、同項備品購入費の目中「三百万円」を「千円」に改め、同項貸付金の目中「千円」を「二千万円」に改め、同項補償補填及び賠償金の目中「三千万円」及び「二千万円」を「四千万円」に改め、同項償還金利子及び割引料の目から公課費の目までの規定中「五百万円」を「千円」に改め、同表支出命令の項を次のように改める。

支出命令

別表第三出納局長専決事項の欄第一号中「五千万円」を「一億円」に改め、同欄第三号中「五千万円」を「一億円」に、「一億五千万円」を「三億円」に改める。

附則

この規則は、令和八年三月一日から施行する。

訓

令

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年二月十七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第一号

本庁

出先機関

千葉県事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県事務決裁規程（昭和三十一年千葉県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一各課共通の項部長専決事項の欄第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄第三十一号を第三十二号とし、第十五号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 補助金の額の確定に関すること。

別表第一の二デジタル戦略課、デジタル推進課及び情報システム課共通の項第三号を削り、同項第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

別表第一の三生涯スポーツ振興課、競技スポーツ振興課及び文化振興課共通の項第三号を削り、同項第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

別表第一の四都市計画課、宅地安全課、市街地整備課、公園緑地課、下水道課、建築指導課及び住宅課共通の項第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

別表第一の五水産課、漁業資源課及び漁港課共通の項第八号を削り、第九号を第八号とする。

別表第一の六水質保全課、循環型社会推進課、廃棄物指導課及びヤード・残土対策課共通の項第七号を削り、第八号を第七号とする。

附則

この訓令は、令和八年三月一日から施行する。

教育委員会訓令

千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

全額

令和八年二月十七日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

千葉県教育委員会訓令第一号

本庁

教育事務所

教育機関

千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

千葉県教育委員会処務規程（昭和三十五年千葉県教育委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一 一 財務会計に関する事務の表支出負担行為の項報償費の目中「五十万円以上」を削り、「五十万円未満」を「全額」に改め、同項需用費の目中「三百万円以上」を削り、「三百万円未満」を「全額」に改め、同項委託料の目建設事業に係るものの節中「建設事業に係るもの」を削り、同目その他の節中「その他」及び「五十万円以上」を削り、「五十万円未満」を「全額」に改め、同項工事請負費の目中「一億五千万円」を「三億円」に改め、同項原材料費の目中「五百万円」を「千万円」に改め、同項公有財産購入費の目建設事業に係るものの節中「建設事業に係るもの」を削り、同目その他の節を削り、同項備品購入費の目中「三百万円」を「千万円」に改め、同項負担金、補助及び交付金の目補助金の節を削り、同目その他の節中「その他」を削り、同項貸付金の目中「千万円」を「二千万円」に改め、同項補償、補填及び賠償金の目建設事業に係るものの節を削り、同目その他の節中「その他」を削り、「二千万円」を「四千万円」に改め、同項償還金、利子及び割引料の目から公課費の目までの規定中「五百万円」を「千万円」に改め、同表支出命令の項を次のように改める。

支	出	命	令	全	額
---	---	---	---	---	---

別表第一 三 その他の事務の表各課共通の項部長専決事項の欄第十号中「市町村その他の団体に交付される国の」及び「確定」を削り、同項課長専決事項の欄第十二号の次に次の一号を加える。

十二の三 補助金及び負担金の額の確定を行うこと。

附則

この訓令は、令和八年三月一日から施行する。

購読料 本号 一部

六円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千葉県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八